



健康で文化的な最低限度の生活とは何か

一般社団法人つくろい東京ファンド代表理事
立教大学大学院 21世紀社会デザイン研究科 特任准教授
生活保護問題対策全国会議幹事

稲葉 剛

生活保護に関して、よくいただくご意見

ご意見 1 「生活保護基準＞基礎年金、生活保護＞最低賃金×フルタイム勤務はおかしいので、生活保護基準を下げるべき」

ご意見 2 「受給者の中に、パチンコや競馬をしている人がいのは、けしからん。禁止すべきではないか」

ご意見 3 「親族にお金持ちがいながら、生活保護を受けている人がいるのは不正受給ではないか？厳しく取り締まるべき」

ご意見 1（生活保護基準）に関する 私の考え

生活保護基準＞基礎年金、生活保護基準＞最低賃金という理由で生活保護基準を下げる。



最も困るのは、低年金の高齢者と最低賃金で働くワーキングプア。

ある年金生活者の相談から

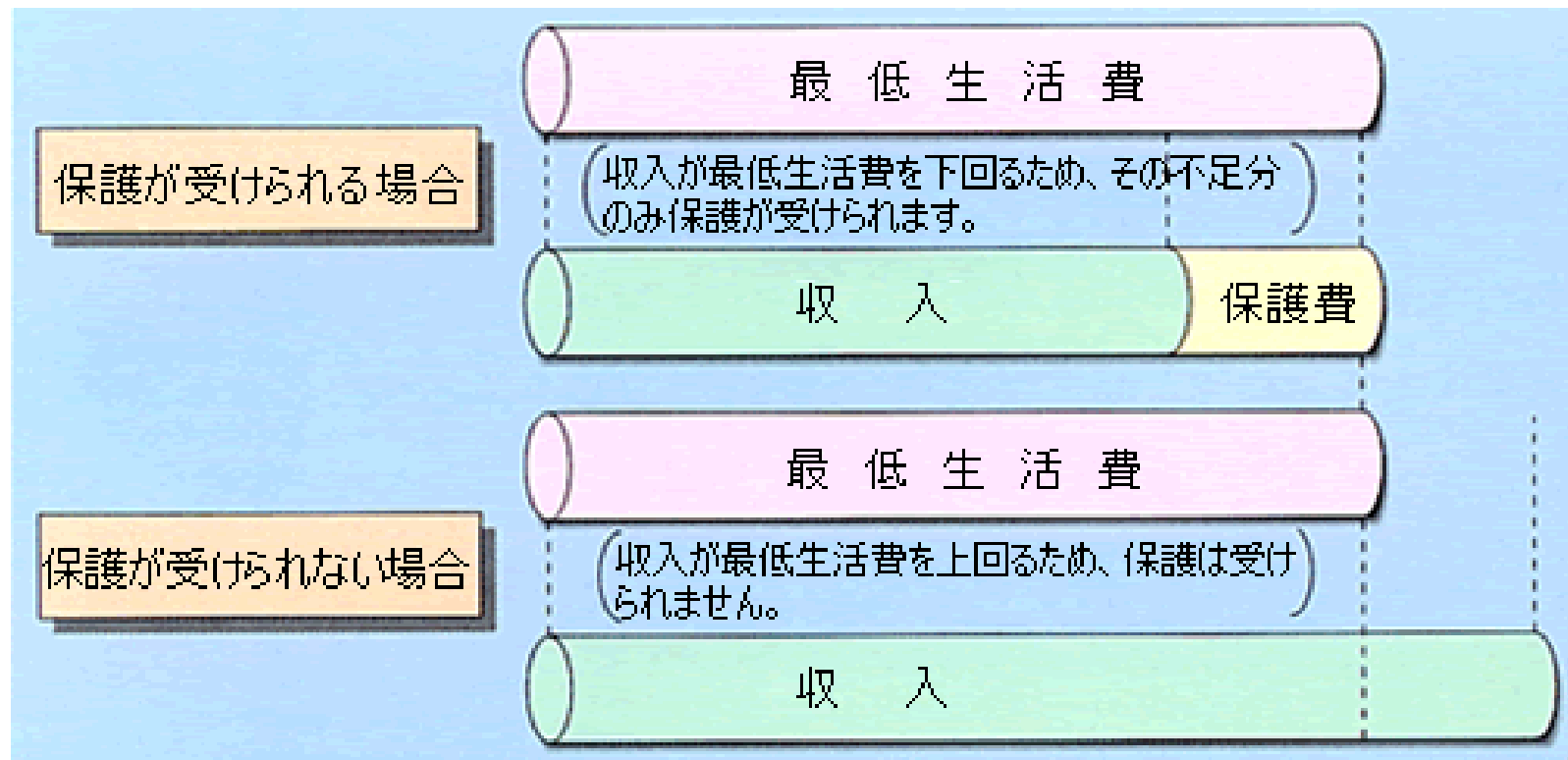
70代の年金生活者の男性、Uさんが2013年の大晦日が亡くなる

内臓疾患で入院中、看護師の静止を振り切って一時帰宅。「部屋に置きっぱなしの現金が気になるから」。病院に戻った後、病状が急変。

年金収入 約11万円（月額）。家賃3万円の老朽化した木造アパートに暮らす。

Uさんは年金収入が生活保護基準（家賃の実費額＋約7万円）を上回るため、生活保護が利用できなかった。

補足性の原理



岐阜県羽島市役所ホームページより
<http://www.city.hashima.lg.jp/0000004686.html>

最低賃金や他の社会保障制度とも連動

最低賃金法 2007年改正「前項の労働者の生計費を考慮するに当たっては、労働者が健康で文化的な最低限度の生活を営むことができるよう、生活保護に係る施策との整合性に配慮するものとする。」（9条3項）

生活保護基準引き下げは少なくとも47制度に影響（2018年1月19日、厚生労働省発表）

個人住民税の非課税限度額、医療保険の自己負担限度額の軽減、保育料、介護保険料、就学援助…

ご意見2（ギャンブル問題）に関する 私の考え

世耕弘成議員「見直しに反対する人の根底にある考え方は、フルスペックの人権をすべて認めてほしいというものだ。つまり生活保護を受給していても、パチンコをやったり、お酒を頻繁に飲みに行くことは個人の自由だという。しかしわれわれは、税金で全額生活を見てもらっている以上、憲法上の権利は保障したうえで、一定の権利の制限があっても仕方がないと考える。」（週刊東洋経済2012年7月7日号）



この考え方を推し進めていくと、人権制限の対象は際限なく広がるのでは？

相互監視社会になるおそれ

2013年4月 小野市で福祉給付制度適正化条例施行。

「市民及び地域社会の構成員は、受給者に係る偽りその他不正な手段による受給に関する疑い又は給付された金銭をパチンコ、競輪、競馬その他の遊技、遊興、賭博等に費消してしまい、その後の生活の維持、安定向上を図ることに支障が生じる状況を常習的に引き起こしていると認めるときは、速やかに市にその情報を提供するものとする。」（5条3項）

生活保護法、児童扶養手当法、「その他福祉制度」に基づく公的な金銭給付の「受給者」が対象。

※依存症対策、パチンコ等への規制強化は生活保護と切り離して考慮すべき。

ご意見3 (扶養義務) に関する 私の考え

2012年 芸能人の親族が生活保護を利用していたことに端を発するバッシング

2013年 扶養義務者への圧力強化を含めた生活保護法「改正」



扶養義務の強調は、貧困の世代間連鎖に逆行する。
扶養照会はむしろ廃止に向けて議論を始めるべき。

子どもの貧困対策法 (2013年6月成立)

第一条（目的） この法律は、子どもの将来がその生まれ育った環境によって左右されることのないよう、貧困の状況にある子どもが健やかに育成される環境を整備するとともに、教育の機会均等を図るため、子どもの貧困対策に関し、基本理念を定め、国等の責務を明らかにし、及び子どもの貧困対策の基本となる事項を定めることにより、子どもの貧困対策を総合的に推進することを目的とする。

第二条（基本理念） 子どもの貧困対策は、子ども等に対する教育の支援、生活の支援、就労の支援、経済的支援等の施策を、子どもの将来がその生まれ育った環境によって左右されることのない社会を実現することを旨として講ずることにより、推進されなければならない。

2 子どもの貧困対策は、国及び地方公共団体の関係機関相互の密接な連携の下に、関連分野における総合的な取組として行われなければならない。

扶養義務とは何か？

① 生活保持義務関係

夫婦間及び親の未成熟の子に対する関係

② 生活扶助義務関係

①を除く直系血族及び兄弟姉妹

成人した子どもの親に対する扶養義務、兄弟姉妹の間の扶養義務を定めているのは、日本、韓国など少数の国にとどまる。

生活保護世帯の高校生からのメール

「私はいつになれば私の人生を生きられるのですか。いつになれば家から解放されるのですか。」

「はっきり言って私は家族を恨んでいます。子が親を養うことも当たり前のように思われていますが、それは恨んでいる親を自分の夢を捨ててまで養えということなのでしょう。」

扶養照会は、貧困層へのPoverty Taxでは？

2017年8月30日、「生活困窮者自立支援及び生活保護部会」で提言

福祉事務所が親族に対して扶養照会を行なうことが、制度利用を妨げる要因になっており、捕捉率の低さにつながっている。

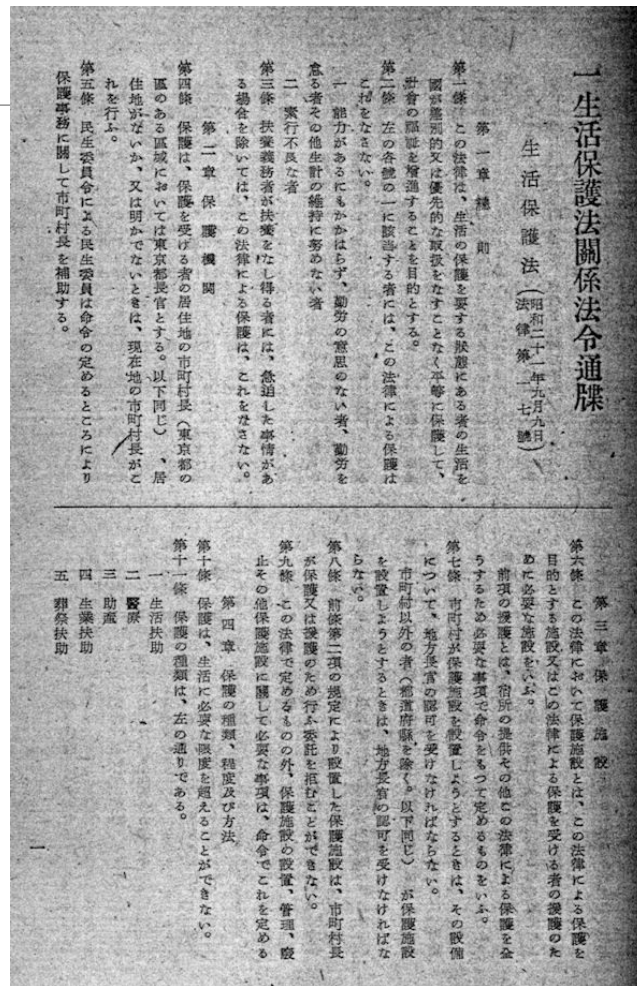
公的扶助制度の利用に際し、成人した子どもの親に対する扶養義務を問う仕組みは、日本、韓国、台湾などごく少数。韓国では、「福祉の死角地帯」の存在が社会問題となり、2017年から扶養義務者の基準を段階的に撤廃。国民基礎生活保障法の制度利用者数を政策的に増やしていく。

日本も本気で貧困対策に取り組むのであれば、制度につながる人を増やす政策をとるべき。前近代的な扶養照会は段階的に廃止すべき。

無差別平等の原理を定めた1950年改正

「勤労の意思のない者」「素行不良の者」「扶養義務者が扶養をなし得る者」等を排除するという旧法（1946年）の欠格条項はすべて削除。

私たちは約70年前の人権感覚から問われている。

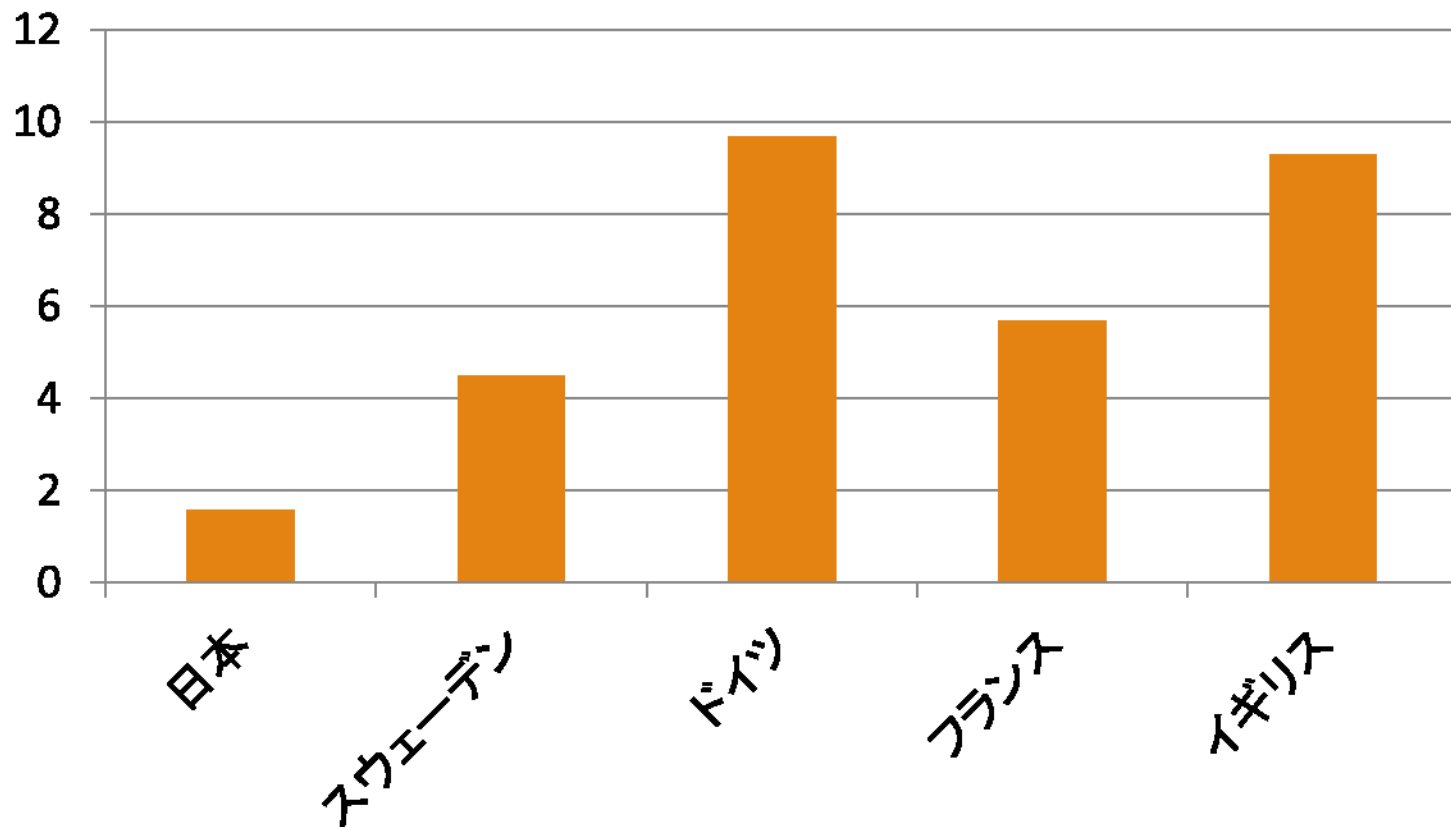


生活保護の捕捉率

国民基礎生活調査に基づく推計値

		国民生活基礎調査 (生活扶助＋教育扶助等)			
		平成19年	平成22年	平成25年	平成28年
低所得世帯割合	所得のみ	12.4%	11.5%	12.7%	10.9%
	資産を考慮	4.8%	3.9%	5.1%	4.2%
低所得世帯数に対する 被保護世帯数の割合 (被保護世帯割合)	所得のみ	15.3%	19.6%	19.7%	22.9%
	資産を考慮	32.1%	41.8%	38.1%	43.7%

公的扶助制度の利用率（人口比）



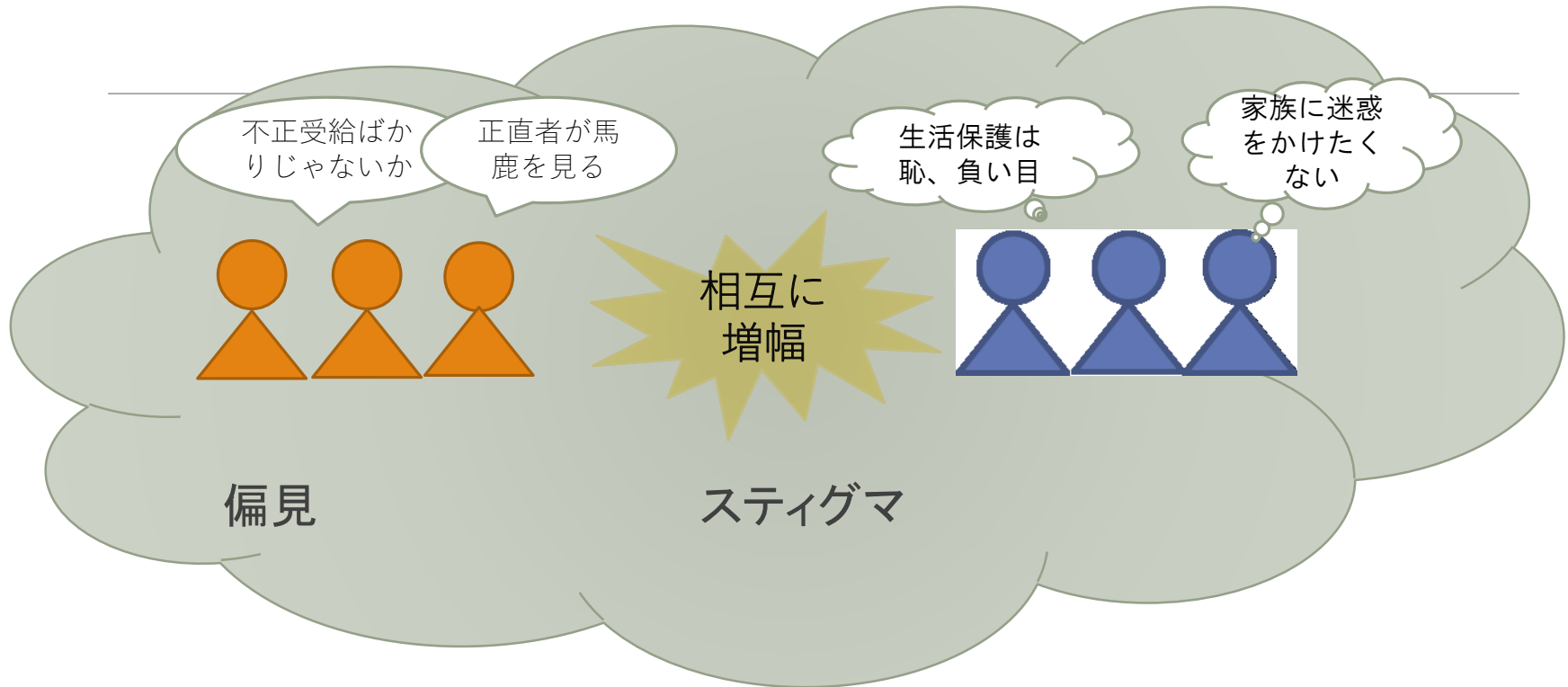
なぜ捕捉率が低いのか？

制度そのものの問題（資産要件、扶養照会）

偏見とスティグマ

福祉事務所による運用の問題（水際作戦、硫黄島作戦）

偏見とスティグマ

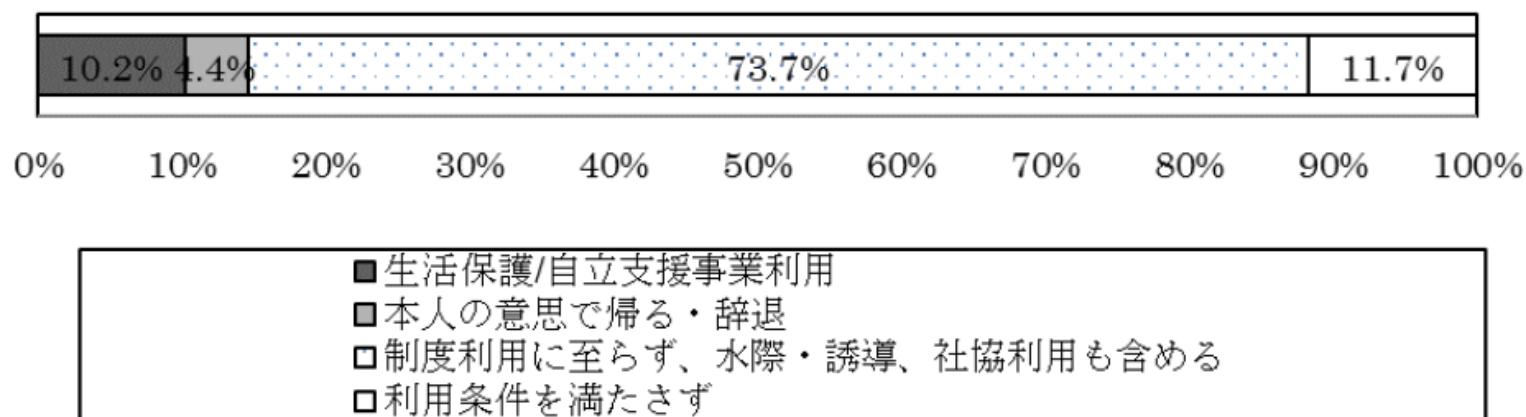


自己責任論、制度を利用しないことが美德とされる風潮

福祉事務所はどう対応しているのか？

【NPO法人もやい生活相談データ分析より】

4-6 もやいに相談する前に福祉事務所を訪れた際の対応（表 6-3-6）



私が見た1990年代の「水際作戦」

地方：住まいのない人を一律に排除

大都市：稼働能力のある人を一律に排除

「65歳以上でないとダメ」、「軽労働もできないほどの重病ではないとダメ」等

職員の差別的・侮蔑的言動

→2000年代に入り、法律家・NPO関係者による申請支援活動が広がり、一定、改善したが、相談者が一人で窓口に行った際には、依然として上記のような対応も。

福祉事務所による水際作戦、硫黄島作戦

2005年1月	北九州市	67歳男性が餓死
2006年1月	北九州市	74歳男性が下関駅を放火
2006年2月	京都市	54歳男性が86歳の認知症の母を殺害
2006年5月	北九州市	56歳男性が餓死
2006年7月	秋田市	37歳男性が市役所敷地内で自殺
2007年7月	北九州市	52歳男性が生活保護打ち切り後に餓死
2007年11月	浜松市	70歳女性が市役所敷地内で放置され病死
2010年8月	さいたま市	76歳男性が電気・ガス無の生活を約10年続け、熱中症で死亡
2012年1月	札幌市	42歳女性が病死後、40歳の妹が凍死

国連社会権規約委員会の勧告 (2013年5月)

委員会は、国民年金制度に最低年金保障を導入するよう締約国に対して求めた前回の勧告をあらためて繰り返す。

委員会はまた、生活保護の申請手続を簡素化し、かつ申請者が尊厳をもって扱われることを確保するための措置をとるよう、締約国に対して求める。

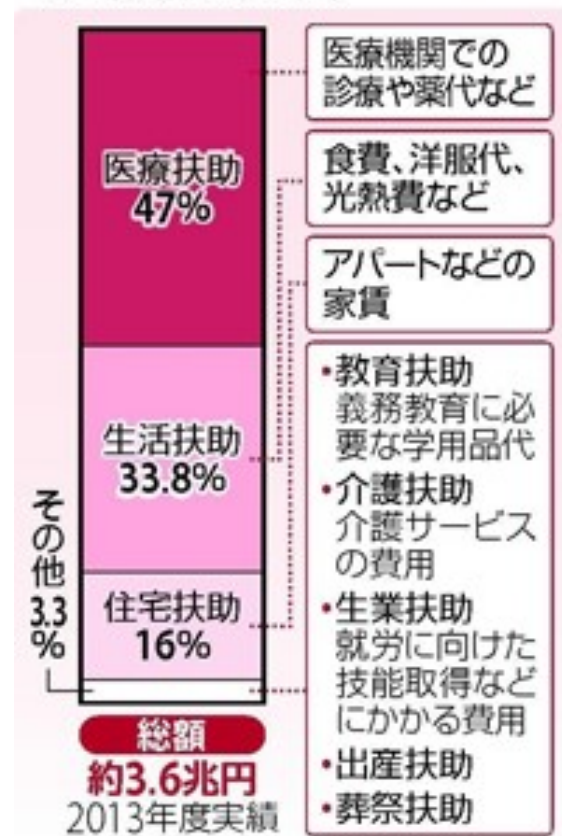
委員会はまた、生活保護につきまとうスティグマを解消する目的で、締約国が住民の教育を行なうよう勧告する。

(翻訳：社会権規約N G Oレポート連絡会議)

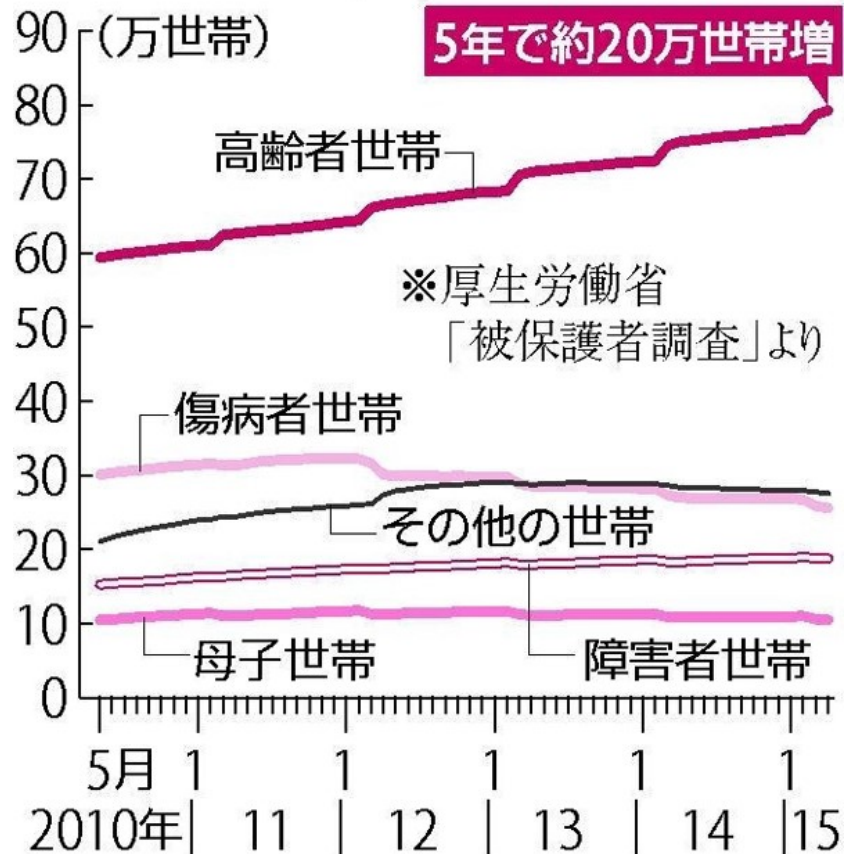
生活保護制度の現状

生活保護費の種類と割合

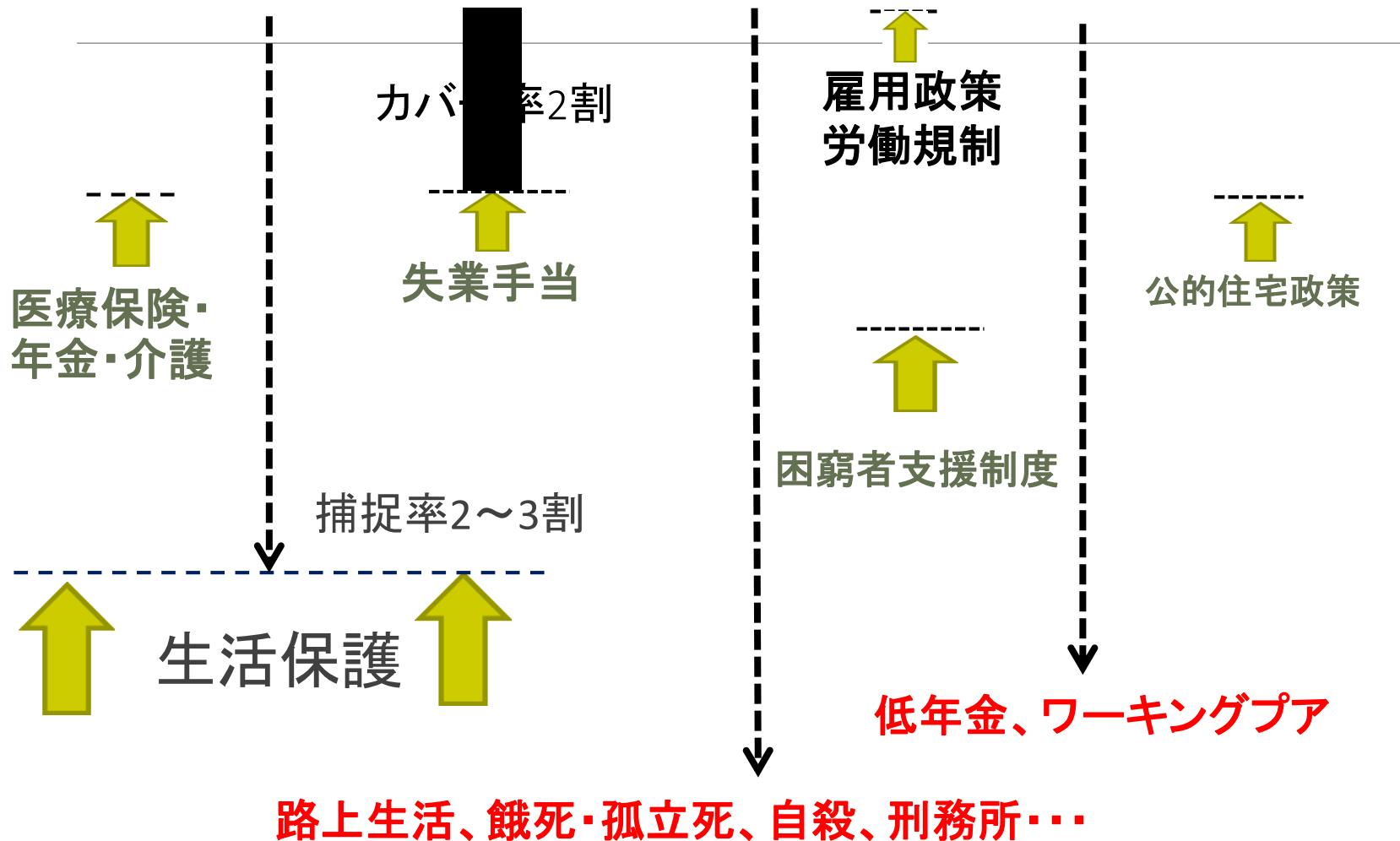
厚生労働省の資料より



生活保護世帯数の推移



セーフティネットの機能不全



私たちの求める困窮者支援

水際作戦をなくし、生活保護の捕捉率を向上。ケースワーカーの増員、専門職化。

「権利としての生活保護」を確立するための広報啓発。名称変更も含めたイメージアップ。

資産要件の緩和、扶養照会の廃止で使いやすく。

生活保護の手前のセーフティネットの拡充。特に住宅政策の転換が必要。

つくろい東京ファンドによる住宅支援事業



2014年、中野区に個室シェルター（7部屋）を開設。4年間で約100名が利用。新宿区、豊島区、墨田区でも空き家を活用した低所得者への住宅支援を展開。

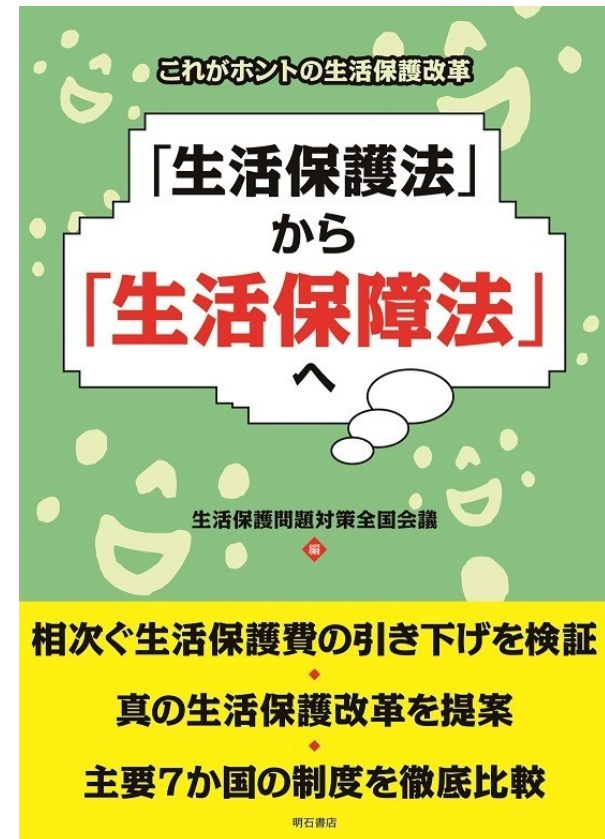
2017年、ホームレス経験者の仕事づくり、居場所づくりのため、「カフェ潮の路」オープン！

生活保護問題対策全国会議の活動

2007年、全国の法律家、研究者、福祉事務所職員、生活保護当事者、NPO関係者らで設立。

安倍政権による生活保護基準引き下げや法改悪に反対運動を展開。基準引き下げの違憲訴訟は29都道府県に。

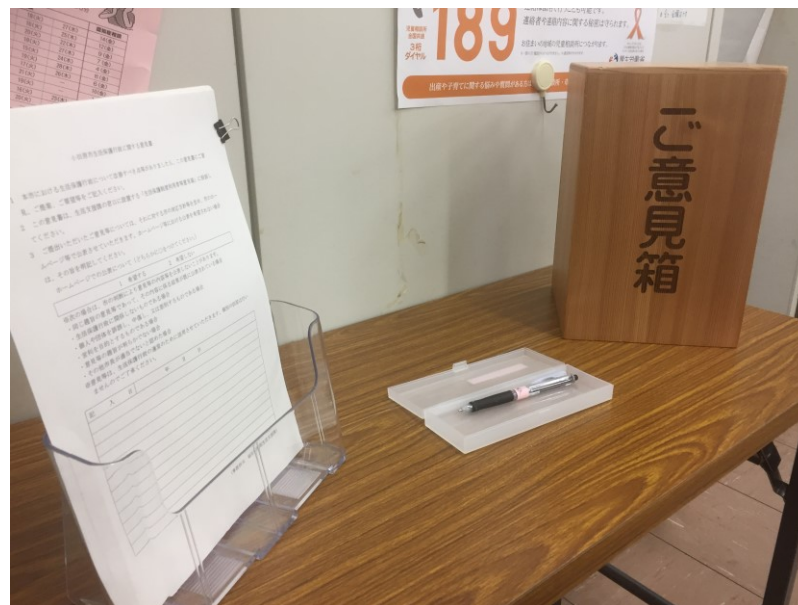
2017年、小田原市「保護なめんな」ジャンパー問題で公開質問状を提出。



小田原市「保護なめんな」ジャンパー



小田原市・生活保護行政のあり方検討会



ご清聴ありがとうございました。

